（たばこ事業法の一部改正）

2　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第九号中「第四条」を「第五条」に改める。

内閣総理大臣　小泉純一郎
財務大臣　塩川正十郎

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十三年十二月十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

法律第百五十三号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

保健師助産師看護師法

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　免許（第七条―第十六条）
第三章　試験（第十七条―第二十八条）
第四章　業務（第二十九条―第四十二条の二）
第四章の二　雑則（第四十二条の三・第四十二条の四）
第五章　罰則（第四十三条―第四十五条）
附則

第一条中「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に、「はかるのを」を「図ることを」に改める。

第二条中「「保健婦」を「保健師」に、「保健婦の」を「保健師の」に、「女子」を「者」に改める。

第三条中「「助産婦」を「助産師」に、「じよく婦」を「じよく婦」に、「なす」を「行う」に改める。

第五条中「「看護婦」を「看護師」に、「じよく婦」を「じよく婦」に、「なす」を「行う」に、「女子」を「者」に改める。

第六条中「「准看護婦」を「准看護師」に、「看護婦の」を「看護師の」に、「なす」を「行う」に、「女子」を「者」に改める。

第七条中「保健婦、助産婦又は看護婦」を「保健師、助産師又は看護師」に、「保健婦国家試験、助産婦国家試験又は看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験」に改める。

第八条中「准看護婦に」を「准看護師に」に、「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改める。

第九条第二号及び第三号中「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第十条中「、保健婦籍、助産婦籍及び看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍及び看護師籍」に、「保健婦免許、助産婦免許及び看護婦免許」を「保健師免許、助産師免許及び看護師免許」に改める。

第十一条中「、准看護婦籍」を「准看護師籍」に、「准看護婦免許」を「准看護師免許」に改める。

第十二条第一項中「保健婦国家試験、助産婦国家試験若しくは看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験又は准看護師試験」に、「保健婦籍、助産婦籍若しくは看護婦籍又は准看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍」に改め、同条第二項中「保健婦免許証、助産婦免許証若しくは看護婦免許証又は准看護婦免許証」を「保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証」に改める。

第十三条第一項中「保健婦免許、助産婦免許又は看護婦免許」を「保健師免許、助産師免許又は看護師免許」に改め、同条第二項中「准看護婦免許」を「准看護師免許」に改める。

第十四条第一項中「保健婦、助産婦若しくは看護婦」を「保健師、助産師若しくは看護師」に改め、同条第二項中「准看護婦」を「准看護師」に改める。

第十五条第二項及び第十六項から第十八項までの規定中「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改める。

第十六条中「の外」を「のほか」に、「保健婦籍、助産婦籍、看護婦籍及び准看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍」に、「書換交付」を「書換え交付」に改める。

第十七条中「保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験」に、「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第十八条中「保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験」に、「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改める。

第十九条中「保健婦国家試験」を「保健師国家試験」に、「看護婦国家試験」を「看護師国家試験」に改め、同条第一号中「保健婦」を「保健師」に改め、同条第二号中「保健婦養成所」を「保健師養成所」に改め、同条第三号中「保健婦学校」を「第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所」に、「保健婦免許を得た者」を「保健師免許に相当する免許を受けた者」に改める。

第二十条中「助産婦国家試験」を「助産師国家試験」に、「看護婦国家試験」を「看護師国家試験」に改め、同条第二号中「助産婦養成所」を「助産師養成所」に改め、同条第三号中「助産婦学校」を「第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所」に、「助産婦免許を得た者」を「助産師免許に相当する免許を受けた者」に改める。

第二十一条中「看護婦国家試験」を「看護師国家試験」に改め、同条第一号中「看護婦」を「看護師」に改め、同条第二号中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同条第三号中「准看護婦」を「准看護師」に改め、同条第四号中「看護婦学校」を「第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所」に、「看護婦免許を得た者」を「看護師免許に相当する免許を受けた者」に改める。

第二十二条中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改め、同条第二号中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改め、同条第四号中「看護婦学校」を「第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所」に、「看護婦免許を得た者」を「看護師免許に相当する免許を受けた者」に改める。

第二十二条の二第一項中「保健婦国家試験、助産婦国家試験若しくは看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験」に改める。

第二十三条第一項中「保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験」に、「保健婦助産婦看護婦試験委員」を「保健師助産師看護師試験委員」に改める。

第二十五条第一項中「准看護婦試験の」を「准看護師試験の」に、「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改め、同条第二項中「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改める。

第二十七条中「保健婦助産婦看護婦試験委員、准看護婦試験委員」を「保健師助産師看護師試験委員、准看護師試験委員」に、「保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験」に改める。

第二十八条中「保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験」に改める。

第二十九条中「保健婦でなければ、保健婦」を「保健師でない者は、保健師」に改める。

第三十条中「助産婦でなければ」を「助産師でない者は」に、「但し」を「ただし」に、「基いてなす」を「基づいて行う」に改める。

第三十一条第一項中「看護婦でなければ」を「看護師でない者は」に、「但し」を「ただし」に、「基いてなす」を「基づいて行う」に改め、同条第二項中「保健婦及び助産婦」を「保健師及び助産師」に、「なす」を「行う」に改める。

第三十二条中「准看護婦でなければ」を「准看護師でない者は」に、「但し」を「ただし」に、「基いてなす」を「基づいて行う」に改める。

第三十三条中「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第三十五条中「保健婦」を「保健師」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

第三十六条中「保健婦」を「保健師」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十七条中「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に、「この外」を「を除くほか」に、「又は医薬品」を「医薬品」に、「指示をなし」を「指示をし」に、「若しくは」を「又は」に、「虞」を「おそれ」に、「但し」を「ただし」に、「手当をなし」を「手当をし」に、「助産婦がへそのお」を「助産師がへその緒」に、「かん腸」を「浣腸」に、「、その他助産婦」を「その他助産師」に、「当然附随する」を「当然に付随する」に、「なすことは差支ない」を「する場合は、この限りでない」に改める。

第三十八条中「助産婦」を「助産師」に、「じよく婦」を「じよく婦」に、「請わしめる」を「求めさせる」に、「但し」を「ただし」に、「手当は」を「手当については」に改める。